

王正廷の対日構想

高 文 勝

目次

はじめに

一．王正廷の対日構想

1. 日中親善の理由
2. 日中親善の可能性
3. 日中親善の行動原則
4. 日中親善の狙い

二．王正廷と満蒙問題

1. 王正廷の満蒙問題に対する態度
2. 王正廷の「秩序ある外交」と幣原外交

おわりに

はじめに

近代日中政治外交史において 1920 年代はきわめて重要な 10 年間であった。この 10 年間、特に 1920 年代後半からの日中両国関係は、「共存共栄」に基づく平和発展の可能性を秘めながらも、相互不信・対立へと向かいつつあった。ついに 1931 年 9 月 18 日の満州事変をもって、両国は敵対的な関係になってしまった。それはなぜであろうか。その原因を追求するには、当時の日中両国を取り巻く国際環境や両国の内部事情および日中両国それぞれの対外政策の解明はもとより、この時代を生きた政治家、とりわけ対外政策決定者をその外交構想の観点から、すなわち中国の場合、将来の日中関係についてどのような構想をもっていたのか、当時の状況のもとで対日外交をどのようにすべきと考えていたのかという観点から、あらためて検討する必要があると思われる。だが、この時期の日本側の対中国構想がかなり解明されている¹⁾のに対して、中国側の対日政策や対日構想についての研究は、比較的疎かにされてきた²⁾。そこで本稿は 1920 年代の中

国代表的な外交官の一人である王正廷の対日構想を、その「王道と霸道」論および王正廷の満蒙問題に対する態度に焦点をあてて検討していく。

一. 王正廷の対日構想

よく知られているように、第一次世界大戦後、とりわけワシントン会議以降、「日中親善」論や「日中提携」論が日中両国間に盛んになり、その論調の中で、最も有名なのは 1924 年孫文の「大アジア主義」であろう。しかしながら、余り知られていないのは、孫文の「大アジア主義」と同じ趣旨で、極めて類似した内容を有する王正廷の「王道と霸道」³⁾である。ちなみに、王正廷の「王道と霸道」は孫文の「大アジア主義」より 1 年弱早かったのである。

王正廷は、1920 年代から 1930 年代初頭にかけて北京政府の外交総長や南京国民政府の外交部長を歴任し、パリ講和会議・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京関税特別会議に参加した中国外交の当事者である。「王道と霸道」という論文は、関東大震災下に発生した中国人虐殺事件の調査団長として訪日した王正廷が 1923 年 12 月の東京・大阪『朝日新聞』に発表したものである。

「王道と霸道」において王正廷は、東洋を王道、西洋を霸道と規定し、王道の霸道に対する優越性を説き、日本に対し霸道を放棄し王道の道や政策をとるよう呼びかけ、日中親善を主張している。その「王道と霸道」論は単に外交の駆け引きではなく、その中には普通的なものが含まれており、その後の日中関係の辿った道を考える上で、きわめて興味深いものを示している。日中親善を主張するものとして、彼が描く「王道と霸道」に即して、彼の論ずるところを四つの視角から検討することにする。

1. 日中親善の理由

第一に、日中両国が親善すべきは、何よりも経済面において両国が相互補完関係にあるからであると彼は強調する。

日中親善を主張する際に、よく挙げられるのは「同文同種」や歴史的・地理的關係であるが、王正廷も例外ではなかったのである。たとえば、王正廷は、日中両国が「古来同文同種の関係にあり、等しく亜細亜人として同胞であり、歴史に深き關係を有する」⁴⁾こと、また「昔から地理的に關係深く、同文同種にして風俗習慣も相似たものがある」⁵⁾と述べ、日中親善の理由を説明している。しかしながら、王正廷の日中親善論には、当時の一般の日中親善論といくぶん異なるところが含まれている。それは、王正廷が単に両国が「同文同種」であることや過去の歴史的な關係や地理的關係に近い關係にあるということではなく、現在および将来の視点から、より積極的に経済の立場で日中親善を主張するということである。すなわち、日中親善は「現在及将来に亘り相互の經濟關係を益々密接ならしめ、各種の事業に対して両国の協力融和を考へなければならぬ立場に置かれて居る」⁶⁾からであると指摘する。すなわち、

「支那は日本より国土も広く産物も多い、然るに日本は国土狭く、天産物が多いと言つても国内の生産では到底自給自足することが出来ない、故に日本は工業を以て立国の大本としなければならぬ、工業を以て立国の基礎とする上に於て最も大切なる条件は原料と市場を有することである。原料の供給と市場の有無とは極めて重大なる関係にあるもので、如何に原料を有するとも販路がなければ工業が成り立たないと同時に、市場があつても原料がなければ其国の工業も盛大を期することは出来ない。然るに支那は物資豊富にして原料の出産地であるから、之を日本に供給するの地位にある。又販路としても支那国内は大なる市場であると言はなければならぬ。此方面から見ると日本は支那に多くを依頼しなければならぬ境遇にある訳で、是れは支那側から云つても無論同様で、如何に国土が広く産物が無尽蔵であつても、之を他国に輸出しなければ何等の効用を為さない。故に此関係から云つても日本と支那とは相互に信頼し、其産業の発達を促し両国を利益する一致点を見出すのは極めて容易なことである。」⁷⁾

経済面から見ると、工業国である日本と原料供給国・市場である中国は相互補完な関係にあることを彼は強調し、「工業を以て立国の大本」とする日本にとって、最も大切なのは原料と市場であるが、国土狭い日本は国内の原料も少なく市場も限られている一方で、日本より国土も広く産物も多い中国は、豊富な原料と大きな国内市場を有し、原料と市場を日本に供給する地位にあることを指摘する。そして、両者の関係を、経済的には日本は原料面においても市場面においても中国に依存しなければならないが、中国側としても、その無尽蔵の資源を他国に輸出しなければならないものと捉える。それ故、工業国日本と原料供給国・市場である中国は相互に信頼し、その産業の発達を促すために、経済的にも両国利益の一致点を見出すことが容易なことであり、単に経済的関係に於いても日中両国は夙に親善して相互融和の関係を結ばなければならないのであると主張する。このような王正廷の考えと経済外交を重視する幣原外交の対中国政策には、基本的な一致点を見出し得るものであった。

第二に、日中親善は日本の永遠な発展のためでもあると主張する。相手の立場にも立って、相手のことを考えるのは、王正廷の日中親善論のもう一つ特徴である。

「王道と霸道」において王正廷は東洋を王道、西洋を霸道と規定し、次のように分析している。従来、西洋の主義は東洋と異なり、侵略主義を執り、常に武力に訴えて国際平和を攪乱したものであった。東洋はそれと異なり、出来るだけ平和を保持し人類の幸せを増進しようと努めた。これは既に孔子、孟子の教えにも現れているところであり、「要するに東洋の主義は王道であり西洋の主義は霸道である」⁸⁾と論じる。

東洋文化と西洋文化との違いについて、王正廷は「王道に於ては強者と弱者との間に於てもお互に礼を以て相見ゆるに反し、霸道に於ては出来るだけ弱者を虐遇し、之を弄び消滅せしめてしまふ」と説明している。王正廷によれば、東洋人は王道を貴び、弱いものがあつたならばこれを助け、いかに自立させるか、いかに発展させるかを考えてきた。しかし西洋人は侵略主義・霸道

を採ってきた。霸道では弱者を虐待し消滅させる。相手が強ければ衝突し、戦争が起こる。このため、霸道を採った国は一時的に強大であっても、時間が経てば戦争に直面する。戦争の結果は巨額の国費と数百万の人命を喪失するのであり、国力の疲弊と国家の運命に危機をもたらす、というのである⁹⁾。さらに、王正廷は近代以降のヨーロッパと近代以前の中国を分析し、「王道を行ふものは衰へず霸道を行ふものは衰滅に陥る」という行末を提示する。つまり、王道をとるか霸道をとるかということは一国の運命を左右するのであると説く。

「一国を建て其国が久しきに亘り常に霸道を施す時は、仮令国家は一時的に強盛となつても、決して永続べきものではない、漸次国力の滅亡に向ふべきは疑ひなき事実である。一国の盛衰は王道を施すか霸道を施すかによりてその運命を決する、故に今日米国にしても英国にしてももし霸道を施したならば、到底永遠に発展することは不可能であらう、霸道を用ふれば遂に其国滅亡の因を為す。」¹⁰⁾

「霸道を行ふものは衰滅に陥る」のは、既にロシア、ドイツ、フランス、スペインとポルドガルの歴史に証明されており、たとえアメリカでもイギリスでも霸道をなすならば、永遠に発展することは到底できないであろうと断じ、霸道の自滅の歴史および第一次世界大戦後世界の趨勢が霸道より王道のほうに向かっていることを踏まえるならば、西洋の衰滅の轍を踏まないようために、また日本の永遠な発展のために、「今日漸く人類平和に目醒めつつある時、西洋諸国の過去の迷夢を追はないやうに注意しなければならぬ」¹¹⁾、と王正廷は日本に呼びかけたのである。要するに、西洋の霸道と侵略主義をやめ、中国と協力して日中両国の親善を図るのは、日本の永遠な発展のためだ、と王正廷は述べるのである。

第三に、日中親善は単に日中両国のみのためではなく、世界平和のためでもあると持論を展開する。自国の立場、相手の立場、そして世界平和の立場に立って、日中親善を主張するのは王正廷の考え方のもう一つ特徴である。

彼は、東洋の文化である王道を発揮し、それを世界に普及させていくのは東洋にある中国と日本との使命であり、もし両国が対立・衝突すれば世界の平和に貢献することができなくなるばかりか、王道を消滅させることになる。したがって、「出来得る限り日本と支那とは協力して、東洋の王道を発展せしむると共に、益其文化を向上し西洋文化に貢献しなければならぬ」¹²⁾と述べ、さらに日中両国は、自ら進んで東洋の尚文尚武の王道文化を西洋に宣伝し、西洋人をして侵略主義を放棄させ、孔子と孟子の教えを理解・採用するよう働きかけなくてはならない、と両国が西洋に向き合うことを王正廷は主張する。

「東洋人は尚自ら進んで王道を以て西洋人を感化納得せしめなければならぬと思ふ。我東洋人の使命は西洋人が武を尚び文を尚ばず即ち尚武の精神のみ旺盛なるに対し、東洋人は武を尚ぶと共に文をも並び尚ぶ、言ひ換ふれば尚文尚武を以て西洋人の侵略主義を放棄せしむ

るにある。[中略] 両国は協力して出来得る限り東洋文化を西洋に宣伝し、彼をして孔孟の教へを諒解せしめ、且之を採用せしむるに努むると共に、日支相提携し親善を保持して行かなければならない。」¹³⁾

「要するに東方の文明を発展し東方の文化を西洋人にまでも普及し、教化せしむることは実に吾々東洋人の責務である。此一事に対しても支那と日本とは相互提携し、協力しなければならぬと思ふ。」¹⁴⁾

つまり、世界を霸道より王道へと導いていけるのは、同じ王道の歴史と伝統を有する中国と日本の使命や責務であり、またそれは中国と日本しかできないのであり、世界平和に貢献するためにも、日中両国は相互提携し、親善を図らなければならないのであると強調するのである。彼はさらに、それが単なる希望にとどまるものであるのではなく、現実的な可能性を有するものであることを論じている。

2. 日中親善の可能性

日中両国が親善すべきであり、またそれが可能である、と王正廷が考えたその理由として、まず何よりも、第一次世界大戦後の世界の趨勢が、世界平和が主張され、霸道より王道に向かっていくことを挙げている。

「従来西洋の主義は東洋と異なり侵略主義を執り、常に干戈に訴へて国際間の平和を攪乱したものであつた。今や世界は欧州大戦の結果侵略主義が人類の平和を確保する所以にあらざることを痛感するに至つたやうである。[中略] 西洋人は今や過去の非を悟り人類の幸福のため、国際間の平和のためには霸道を用ふべからず、是非共王道に従はざるべからざる所以を知るに至つた。」¹⁵⁾

第一次世界大戦の結果、侵略主義は人類の平和を確保するものではないことを、世界に痛感させた。また、これまで侵略主義を執り、世界の平和を攪乱してきた西洋自身も過去の非を悟り、人類の幸福と国際間の平和のため、覇権を用いるべきではなく、平和主義の王道に従わなくてはならないことを知るに至つたのであると論じる。

国際連盟の成立は将来の戦争を避けようとする国際社会の最初の試みである。これについて、王正廷は「世界各国を合して一つの固定機関を設立し国際間の争執を仲裁せんとしたのは是れを以て第一声とする。真に人類有史以来記念すべき盟約である」¹⁶⁾と述べ、国際連盟の成立を高く評価する。

そして、日中親善が可能なもう一つの理由は日本が王道の本質を有するからであると説く。近代以来、日本は中国を侵略し、またそれにより両国関係は悪くなったのが現実である。だが、王正廷は日本の中国侵略を責めるのではなく、歴史上の日本と近代以降の日本を分けて考え、歴史

上から日本自身が日中親善の可能性を秘めていること、日本は本来的に王道を旨とする国であることを指摘し、日本に同意を迫ろうとしている。

「日本が五十年前既に西洋の圧迫を受け、それに打克つ今日の富強の域に達したことは大いに敬服するが、然も尚一歩進んで西洋の侵略主義を倣ふに至つたのには到底感服することは出来ぬ。併しながら之は日本本来が悪いのではない、日本はその三千年の歴史を顧みるも、斯の如き政策はあまり行はれて居らぬ、唯近世に於て西洋に倣ひ斯る政策を採用したに過ぎないと考へる。」¹⁷⁾

近代以来、日本は霸道を行い、侵略主義を採用したが、それは日本本来が悪いのではない。なぜなら、日本はもともと王道の本質と歴史を有するからである。日本の三千年の歴史を振り返ってみても、日本は霸道や侵略主義をあまり行ったことはなく、ただ近代において日本は西洋に倣って侵略を行ったに過ぎないと、本来の道からの一時の逸脱であったと論じる。したがって、世界が平和に向かいつつある現在、日本は古きから有した王道に戻り、その道を歩んでいくのは可能だ、と王正廷は語りかける。

第三に、日中親善に新たな可能性をもたらすと彼が見たのは日本国内政党政治の発展であった。

第一次世界大戦後の日本の変化の可能性をワシントン会議による日本の孤立および日本国内の政党政治の発展から、王正廷は日本が、日中親善へと向かう可能性を見ていた。

「この会議（ワシントン会議 筆者）において日本は大きな打撃を受けたといえる。海軍軍備制限案、中国を誘惑して他国の固有の権利を損なう協定の締結を禁止することおよび中国が参戦しないかぎり中国の中立を尊重すべきことなどを要求した中国に関する九国条約、ひいては四国条約の締結、日英同盟の解消、いずれも各国が日本を制限する手段である。それより日本は俄に孤立の状態に陥ってしまった。当時日本の朝野は外交に対して甚だ悲観を抱くことになった。いわゆる日米による対中国経済提携政策がなかなかうまく行かなかった。故に強硬派は依然として中国に対する侵略政策を堅持するが、日中間の悪感情を排除する平和派の主張は漸く勢いを得るに至り、次第に日中親善運動に変わっていく。これは亦東アジア外交の新しい発展の一つである。」¹⁸⁾

ワシントン会議の結果、日本は国際的孤立状態に陥ることになり、それは日本国内政治の変化をもたらした。対中国侵略政策が依然として主張されているが、他方では逆にこれを排除する対中国不干渉政策も漸次主張されるようになり、日中親善への期待に弾みをつけたのである。

3. 日中親善の行動原則

王正廷によれば、日中両国の地理的・歴史的・経済的・文化的関係と日本の将来および世界の

平和からみる日中両国は親善しなければならない。日中親善も耳にたこができるほど主張されている。それにもかかわらず、両国親善は実現されていないのが現実である。それは両国親善関係を「妨げる何等かの事実が両国間に存在する」からである。その障害物が存在するかぎり、両国民がいかに親善策に努力しても両国親善にならない、という。さらに、両国親善を妨げる障害物とは、西洋の圧迫を克服し、自立した日本が西洋の侵略主義を倣い、霸道を行い、中国を侵略してきたということであり、それは「支那と日本との親善を害する最大なる原因である」、と王正廷は述べている。したがって、日中親善を実現するために、何よりも、両国親善を妨げる原因を取り除く行動が必要である、と王正廷は考えている。

「支那と日本との関係に就ては言ふまでもなく同文同種にして、日支親善てふ言葉は殆ど耳に蝸の出来るほど聞き飽いて居る。併しながら口にも親善を唱へ、同文同種を叫ぶと雖も事実がこれに伴はなければ何等の効果はないのみならず、斯の如き言葉聞くことさえ一種いやな感じを起させる位である。唯口にも同文同種を唱へ日支親善を呼号しても、之が事実となつて現れなければ寧ろ無きに若かずと思ふ。」¹⁹⁾

「両国民が感情疎隔の原因を除き、障害を排除して真に同文同種の意味に徹底したならば、茲に初めて両国の親善は実現し東洋平和の曙光は輝く訳である。」²⁰⁾

実際の行動を伴わず、口にも同文同種を叫んでも、日中親善を唱えても、両国の親善にならない。日中親善を実現するには、まず日本が中国侵略政策を放棄し、両国親善を妨げる障害物を取り除かなければならない。その時は、初めて真の日中親善の実現の日である。さらに、日本に対し王正廷は、中国の不平等条約撤廃運動に同情や援助を与えるよう、次のように呼びかけている。

「日本と中国は隣国であり、かつ同種関係を持っているので、両国関係は特に密接である。我々が日本に望んでいるのはただ一つだけである。すなわち、不平等条約に苦しめられた経験があり、今や自由・平等を獲得した日本は、朝野・上下を問わず、自由・平等のために奮闘しつつある中国に同情や援助を与えるべきである。」²¹⁾

中国が日本に望んでいるのは、日本の中国不平等条約改正運動に対する同情と援助である。この問題について、相互主義に基づき、両国は共に行動する必要がある、と王正廷は考えている。

「日支両国は特殊の関係あるを以て支那としては政治問題の対償として経済問題に付日本に好意を表示せんと欲するものなるを以て法権問題に付ては是非共列国を『リード』して之が撤廃を実行せられん事を希望して熄まず。」²²⁾

すなわち、中国側が経済問題で日本に好意を示し、そのかわりとして、日本が列国をリードして、中国の不平等条約撤廃運動を援助すべきだ、という相互主義である。

4. 日中親善の狙い

上述したように、王正廷は日本に対して覇道を放棄し王道を選択するよう要求し、また実際行動をもって日中親善を図るよう呼びかけた。それはなぜであろうか。また王正廷の狙いはどこにあるであろうか。実際、これは王正廷の中国を巡る国際情勢に対する認識にかかわっているのである。

パリ講和会議、ワシントン会議には平和の兆しが見えてきたが、現実の国際社会は依然として生存競争、弱肉強食の強権社会である。これについて、王正廷は次のように述べている。

「人恒に言ふあり、対等なれば公理を言ひ、対等ならざれば、強権を用ふと。平和会議なるものは戦争の法規を定むるすぎず。国際公法なるものは、依然文明を飾るの仮面なり。双方同意の仮託あれば、仲裁も無用なり、自働行動の辞を強うす可きあり、而して公理を奪ふ可きなり。[中略] 国際法の法を為さず、僅かに強国の利用する所となる。」²³⁾

要するに、国際社会における平等、公理というのは、列強に属するものであり、国際法も強国のため強国に利用されるものである。

パリ講和会議、ワシントン会議以降も、中国を「列強競争激烈の時に立つ」、「列国競争集矢点の地位岌々乎として日を終う可らざるの局勢に立つ」、「我国八十万方里の大陸を以て、尽く列強漩渦の中に投ず」状況は変わらないである。したがって、中国は依然として亡国の危機に直面している。王正廷によれば、列強は皆中国の領土と独立とを保全すると言うが、「我の領土の独立は他国の力を待ちてそれを保全す。則ち保全の一方には、即我を分割すべく、我を滅亡すべきは疑なきなり」、という²⁴⁾。

さらに、王正廷は列強の対中国政策を次のように分析している。

「列強我中国に対するの政策、平和を保つと言はざれば、即ち均勢を維ぐと言ふ。彼此利害の感あり。相忌み相疑ふ。相畏れ相親しむ相競争し、相牽制す。時には讐敵となり、時には同盟をなす。陰陽波濤の変化して端睨すべからざるが如し。其実は中国の権利と利益を競争するに非ざるはなく、ただ自国が人後に落ちんことを恐る。」²⁵⁾

列強はその対中国政策を「平和を保つ」と「均勢維持」と言っているが、その「平和」とは中国の平和でなく、中国の権利と利益を争う列強間の「平和」であり、その「均勢」も中国と列強との間の均勢ではなく、中国の権利と利益を争う列強間の「均勢」である。列強の対中国政策の実質はどの国も中国における優勢を争い、各々の権益拡大を狙い、しかしどの国も自力で独

占することはできないというものである。したがって、中国にとって、外交成功の鍵は外交戦略の確立とその適切な運用にある。具体的に言えば、中国は列強の対立点と弱点を利用し、その協調体制を打破しお互いを離反させるという「夷を以て夷を制す」列強分離政策をとるべきであるというものであった。

「自今外交は不平等条約の撤廃，略奪された主権の回収を目的とする。非圧迫民族と連合して、共に自決を図り，帝国主義を打倒しなければ成功できない。しからば各帝国主義者の利害の対立点を観察し，その弱点を利用して巧みに処置し，お互いを衝突離反させて，はじめて運用することができる。」²⁶⁾

そこで、王正廷が考えていたのは日中親善を図ることにより、帝国主義の一つである日本を欧米列強から切り離して、列強の協調体制の一角を崩すことであろう。

二. 王正廷と満蒙問題

1. 王正廷の満蒙問題に対する態度

王正廷の対日構想を語るには、満蒙問題、具体的に言えば、満蒙における日本の特殊権益を避けては通れない。なぜなら、満蒙問題は当該期の日中関係の肝要な問題だからである。

周知のように、日清・日露戦争後、満蒙における日本の特殊権益を拡大・擁護していくのは日本の一貫した政策であった。第一次大戦後、日本は米英との国際協調の観点から、それまでの中国へのアグレッシブな膨張政策を修正し、中国内政不干渉政策を打ち出した²⁷⁾が、満蒙における日本の特殊権益自体、そしてその特殊権益の擁護と拡大の政策に変わりはなかったのである²⁸⁾。

実際、当時の如何なる日本政府においても、満蒙における日本の特殊権益（たとえその期限になっても）を中国に返還すべきだと想定していなかった。例えば、満蒙問題に関する日本政府の意見について、1929年9月5日、国民政府司法院副院長張繼と駐日公使汪榮宝との会談において幣原外相は次のように説明している。「若し関東州租借地の返還とか或は満鉄の回収とかを意味すとせば、我国は絶対に之を問題とすることを得ず、独り現内閣のみならず如何なる政府に於ても斯かる要求を考慮するの余地なき」²⁹⁾のものであると。

さらに1931年4月27日の地方長官会議において幣原は、「旅大租借権並に満鉄に関する権利の如きは我國民の生存の必要上より見て到底変改を許さざる性質のものである」ので、中国側の如何なる方面より旅順・大連租借権又は満鉄に関する権利を回収しようとしても、「我々として到底之を問題となし得べき筋合ではありませぬ、今日何人が外交の局に当つても、又如何なる内閣が組織されても、斯かる支那側の要求を取上げて問題となし得ないことは明瞭であり」と改めて表明している³⁰⁾。

では、上記のような日本の満蒙政策に対して、中国側が満蒙問題、とりわけ日本の満蒙特殊権

益の骨幹といわれた旅順・大連租借地問題、土地商租権問題、満鉄問題にどのように対処すべきかについて、王正廷はどのように考えていたのかであろう。

21 カ条要求の経緯、国民党・国民政府の理念と立場および従来の主張から、王正廷も当然、満州特殊権益を回収すべきだと主張する。しかし、北京政府の三つの内閣の外交総長を歴任し、パリ講和会議・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京関税特別会議に参加した外交の当事者としての王正廷は、満蒙問題の複雑さ、日本の満蒙特殊権益維持に対する執拗な態度と強い決意および中国と日本との実力の格段の差を熟知し、現実として旅順大連の早急回収は不可能だと認識していた。王正廷は満蒙問題の解決より不平等条約の改正を優先し、満蒙問題を棚上げにしようとしたのである。

このような、王正廷の満蒙問題に対する態度の表明は、1927 年 1 月の日本政友会中国視察団との会見でなされる。そのとき、国民革命軍総司令蒋介石の個人代表として、上海で対米外交を行っていた王正廷は、山本条太郎政友会総務に次のように述べたと伝えられている。

「満洲問題には荊がある。丁度蜂の巣の様なものであつて、うつかり手を出すと大変だ、暫くそつとして置く他はない」³¹⁾。

王正廷によれば、満蒙問題は日中両国関係での最も手を焼く問題で、軽々とそれに手をだすのはきわめて危険であるので、それに慎重に対処しなければならない、現状に照らして、満蒙問題を暫く棚上げにして、その解決を後回しにするしかない、というものである。

また、1928 年 12 月 31 日の外交部記念週での外交演説において王正廷は、中国として差し当たりは旅順・大連租借地の回収を要求しない理由を次のように説明している。

「現に日本が旅順・大連如き各種特権を放棄して、それを中国に返還することができるかどうかについて、日本にわが国の要求に服従させる十分な国力を有するまでに、それを語ることはできない、と私は考えている。」³²⁾

すなわち、満蒙問題、とりわけ旅順・大連の回収問題は中国の国力にかかわる問題であり、中国は十分な国力を有しない限り、旅順・大連租借地を回収することはできないどころか、それを要求することもできない、したがって、国民政府は満蒙問題の解決を差し控えるべきだ、というのである。

さらに、1929 年 10 月、佐分利貞男公使との会談において王正廷は、「満洲問題には一切触れざるを緊要とすべく、商租権の問題は所謂二十一ヶ条に起原し、之に触れること極めて危険なり」と述べ、差し当たりは満洲問題に触れないと強調し、「満洲問題は現在解決不可能の問題なれば之に触れざる」との諒解を公使から取り付けた³³⁾。

日本の主張した満蒙特殊権益の一角であった満蒙鉄道問題についても、王正廷は同様の慎重な

態度をもって対応しようとした。「満州問題就中鉄道問題は極めて複雑且重大なるに付、学良とも篤と打合せ急激に趨ることなく、先づ日華両国の感情の融和を計り徐々に円満なる解決を遂げしめたき意向なり」³⁴⁾と記されたように、王正廷は満蒙鉄道問題が極めて複雑であり、それを円満に解決するために、まず日中両国の感情融和を図り、その上で徐々に解決していくべきだと考えていたのである。

2. 王正廷の「順序ある外交」と幣原外交

上記のような王正廷の満蒙における日本の特殊権益に対する態度は、大体において孫文のそれに対する主張を継承したものであるが、それは王正廷の独自の外交観に基づいたものでもある。

孫文の満蒙問題に対する態度は、革命運動開始初期から 1918 年頃までは、日本に対してかなり妥協的であり、1919 年以後は、基本的に転換し、日本の在満州権益否認、日本の満州撤退などを主張するに至った、と藤井昇三氏は主張している³⁵⁾。藤井氏の言う 1918 年頃までの孫文の態度とは別として、その後の孫文の態度は現実的なものであった。すなわち、旅順・大連租借地を含む満蒙における特殊権益をも原則的に回収すべきであるが、現実の問題として、それを早急に回収するのは不可能であり、差し当たりは日本の在満蒙特殊権益の返還を求めなく、日中関係の緩和を図りつつ、その根本的解決を将来の懸案として残そうとしたのである³⁶⁾。王正廷の満蒙問題に対する態度とそれは原則において一致しているといえるであろう。

王正廷は、外交は戦争と同じものであると考え、実力外交を強調し、次のように主張している。

「外交と戦争とは、実質的に区別があまりない。外交は平和的な戦争で、戦争は平和ではない外交である。」³⁷⁾

「夫れ外交とは、兵力の先声にして、兵力なるものは、外交の後盾なり。兵力を有せずして、而して外交を言ふは、猶跛犬を駆りて狡兎を追はしめ、瞽猫を放ちて黠鼠を捕へしむるが如し。幾何が敗辱する所とならざらんや。」³⁸⁾

「もともと外交は完全に国民の実力に頼るものである。実力なしに外交を語るのは容易なことではない。」³⁹⁾

すなわち、外交は戦争のようなもので、国の実力を後ろ盾とすべきであり、外交を行うには、それなりの国力を有しない限り、外交目標が達成されるのは容易ではない、と捉える王正廷は、「上手な外交（巧妙な外交）とは国力に適する外交である」と考え、自国の国力を超える外交に反対した⁴⁰⁾。したがって、十分な国力を有しない中国は不平等条約撤廃を要求するには、慎重に対処しなければならない、と王正廷は考えている。

そこで、王正廷は不平等条約の全面撤廃を主張しながら、困難な問題を後回しにして、関税自主権の回復のような解決可能な問題、いわば部分的な条約改正から、不平等条約撤廃を、段階的に、漸進的に図ろうとする自分の外交構想、いわば「順序ある外交」⁴¹⁾を打ち出した。「順序ある

外交」とは、中国不平等条約撤廃の期間を、五期に分けて順序に実現しようとするものであり、それは、第一期には関税自主権の回復、第二期には治外法権の撤廃、第三期には租界の回収、第四期には租借地の回収、第五期には鉄道利権と内河航行権および沿岸貿易権の回収というプログラムである。

上記のような、王正廷の満蒙問題に対するアプローチは幣原外交における対中国政策のアプローチと同じであろうと言える。駐華公使だった重光葵は、「幣原外交」における対中国政策を次のように述べている。

「日本は従来しばしば支那側と折衝し、困難なる満州関係の問題はあとまわしとし満州関係の問題は触れることなく支那全土についてまづ不平等条約の改訂を進め、これを機として日支関係の全般的改善を計り、その結果改善された空気の下に、困難なる満州問題を解決しようといふ順序で談を進めて来た」⁴²⁾。

すなわち、「幣原外交」の対中国政策とは、両国緊張の原因となった満洲問題に触れず、その根本的解決を後回しとして、不平等条約の改正により国民政府との関係改善を優先し、両国間の感情を緩和していく、その上で困難な満洲問題を解決しようとするものであった。

だが、日中関係に関する王正廷外交と幣原外交とのアプローチは同様したもの、両者の目指したところはそうではなかった。不平等条約撤廃を国民政府外交の究極的目標とする王正廷にとって、満蒙問題の解決とは結局、旅順・大連租借地や満鉄のような特殊権益の回収を意味することはいうまでもない。一方、前述した日本政府と幣原の満蒙問題に対する態度が明らかになったように、幣原にとって、満蒙問題の解決とは、日本の満蒙における特殊権益を放棄してそれを中国側に返還するのではなく、あくまでも中国側をしてその特殊権益の合法性を認めさせることにより、それを維持していくというのである。両者の究極的目標が異なったとしても、満蒙問題の根本的解決を懸案として残し、両国関係をそれ以上緊張させないという両者のアプローチは同様である。

おわりに

さて、日中親善を主張する王正廷の対日構想は、いかに評価し得るのであろうか。まず、王正廷の対日構想には、日中親善を図ることにより日本を欧米列強から切り離して、列強の協調体制を打破する思惑が秘められているのは確かである。だが、それにしても、王正廷の対日親善論と対日構想を外交の駆け引きに矮小化してはいけぬ。なぜなら、王正廷の「王道と霸道」には普遍的なものが含まれており、それは新しい時代の流れとなりつつあったからである。

また、「王道と霸道」において王正廷は、「以上は私が誠意を以て発表せる忌憚なき意見にして、其言葉は甚だ簡単であるが、意味は極めて深長であると信ずる。是によつて貴国民の御意見を拜聴することを得れば私の大いに欣快とする所である」⁴³⁾と締め括っている。「霸道を行ふものは衰

滅に陥る」、もし日本は西洋の過去の迷夢を追い、「霸道」の道を歩んでいくならば、その末路も同じであろうと断じた王正廷は、日本に対して、日本の進路を誤らないために、また世界に貢献するために、それまでの侵略政策を放棄し、中国と協力して「王道」を選択すべきである、と誠意をこめて呼びかけたのである。それは王正廷がその後の日本の運命を見通した訴えであるが、残念ながら、その後の日本も王正廷の誠意をこめた呼びかけに傾いていなかったばかりか、満州事変を経て、日中全面戦争、さらに太平洋戦争に突入し、ついに敗北の結末を迎えたのである。

「霸道を行ふものは衰滅に陥る」と王正廷が総括しているのは的外れではない。日本が王正廷の呼びかけに傾いたならば、その後の展開は大きく異なっていたのかもしれない。

他方、「王道」という新しい理念に依拠し、中国侵略へ傾こうとする日本社会への説得を試みる王正廷は、実際の対日交渉にかなり柔軟な姿勢を臨もうとした⁴⁴⁾。日中間での先鋭に対立する満蒙問題は先送りすることで衝突を避け、まずは妥協しえるところを交渉課題とする王正廷の外交手法またはアプローチは、「王道」という王正廷の外交理念と矛盾しない。むしろ、日中親善を主張する王正廷外交の当然の帰結であるといえよう。

日本の満蒙における特殊権益について、王正廷と幣原は究極の目標において対立したものの、外交のアプローチにおいては必ずしもそうではなかった。日中両国が親善すべきであり、そのため、共に行動すること、両国がまず「相互に信頼し、その産業の発達を促し両国を利益する一致点を見出す」こと、満蒙問題に触れず、その解決を後回しすること、といった王正廷の対日構想のアプローチと幣原外交における対中国政策のアプローチには、一致点を見出し得るものであったといえよう。その意味で、満蒙問題に関して、日中交渉による妥協の余地がないのではなからうか。

* 本研究は 2007 - 2008 年度文部科学省科学研究費補助金若手研究 B 「中国国民政府成立期の日中関係の再検討 1924 - 1931 年」(課題番号 19730132) の研究結果の一部である。

注

- 1) 代表的な研究として、川田稔『原敬 転換期の構想 国際社会と日本』(未来社、1995年)、同『原敬と山県有朋 国家構想をめぐる外交と内政』(中央公論社、1998年)、佐藤元英『昭和初期対中国政策の研究 田中内閣の対満蒙政策』(原書房、1992年)が挙げられる。
- 2) 拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」(『情報文化研究』第17号、2003年3月)、「南京国民政府成立期の対日政策」(『情報文化研究』第18号、2004年3月)、「治外法権撤廃と王正廷」(『日本福祉大学 情報社会科学論集』第7巻、2004年3月)、「満蒙危機と中国側の対応」(『現代と文化』第114号、2006年11月)を参照。
- 3) 王正廷「王道と霸道」、『東京朝日新聞』には1923年12月25 - 28日付まで四回にわたって連載された。第一回の題目は「日支親善の障碍 如何にして両国の親善を実現するか」であったが、翌日の二回目より「王道と霸道」に変更された。王正廷の「王道と霸道」と孫文の「大アジア主義」との類似点・相違点について、横田豊「王正廷の『王道と霸道』と孫文の『大アジア主義』講演」(青山学院大学東洋史論集編集委員会『東アジア世界史の展開 青山学院大学東洋史論集』、汲古書院、1994年)を参照。また、王正廷の「王道と霸道」を史料紹介として、横田豊「王正廷のもうひとつの『大アジア主義』」(『歴史評論』第521号、1993年9月)がある。

- 4) 王正廷「日支親善の障碍 (一) 如何にして両国の親善を実現するか」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 25 日.
- 5) 王正廷「王道と霸道 (二) 『日支親善の障碍』の続き」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 26 日.
- 6) 王正廷「日支親善の障碍 (一) 如何にして両国の親善を実現するか」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 25 日.
- 7) 王正廷「王道と霸道 (二) 『日支親善の障碍』の続き」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 26 日.
- 8) 同上.
- 9) 王正廷「王道と霸道 (三)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 27 日.
- 10) 王正廷「王道と霸道 (四)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 28 日.
- 11) 王正廷「王道と霸道 (三)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 27 日.
- 12) 王正廷「王道と霸道 (二) 『日支親善の障碍』の続き」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 26 日.
- 13) 王正廷「王道と霸道 (三)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 27 日.
- 14) 王正廷「王道と霸道 (四)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 28 日.
- 15) 王正廷「王道と霸道 (二) 『日支親善の障碍』の続き」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 26 日.
- 16) 王正廷『中国近代外交史概要』(外交研究社, 1928 年), 82 頁. 王正廷著・竹内克己訳『近代支那外交史論』(中日文化協会, 1929 年), 89 頁.
- 17) 王正廷「王道と霸道 (三)」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 27 日.
- 18) 吳天放編『王正廷近言録』(均益利国聯合印刷公司, 1933 年), 148 - 149 頁.
- 19) 王正廷「日支親善の障碍 (一) 如何にして両国の親善を実現するか」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 25 日.
- 20) 王正廷「王道と霸道 (二) 『日支親善の障碍』の続き」, 『東京朝日新聞』, 1923 年 12 月 26 日.
- 21) 前掲『王正廷近言録』, 76 頁.
- 22) 外務省『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 3 卷, 840 頁.
- 23) 前掲『中国近代外交史概要』, 1 頁. 前掲『近代支那外交史論』の「著者の序」, 1 - 2 頁.
- 24) 前掲『中国近代外交史概要』, 2 - 3 頁. 前掲『近代支那外交史論』の「著者の序」, 3 - 4 頁.
- 25) 前掲『中国近代外交史概要』, 2 頁. 前掲『近代支那外交史論』の「著者の序」, 3 頁.
- 26) 前掲『王正廷近言録』, 151 頁.
- 27) 前掲『原敬 転換期の構想 国際社会と日本』, 同『原敬と山県有朋 国家構想をめぐる外交と内政』を参照.
- 28) 入江昭『極東新秩序の模索』(原書房, 1968 年), 111 - 112 頁.
- 29) 外務省記録 A.1.1.0.10. 『帝国ノ対支外交政策関係一件』(外務省外交資料館所蔵) 第 1 卷, 265 頁.
- 30) 外務省『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 5 卷, 91 - 92 頁.
- 31) 山本条太郎翁伝記編纂会『山本条太郎 論策二』(原書房, 1982 年), 579 頁.
- 32) 前掲『王正廷近言録』, 31 頁.
- 33) 外務省『日本外交文書』昭和期 第 1 部第 3 卷, 837 - 844 頁.
- 34) 外務省記録 A.1.1.0.1-13. 『滿蒙問題ニ関スル交渉一件 蒋介石全国統一後ニ於ケル滿蒙鉄道ニ関スル日支交渉関係』(外務省外交史料館所蔵), 43 - 44 頁. 『大公報』, 1931 年 1 月 15 日.
- 35) 藤井昇三「孫文と『滿州』問題」, 『関東学院大学文学部紀要』第 52 号, 1987 年, 41 - 51 頁. 同『孫文の研究』(勁草書房, 1966 年)を参照.
- 36) 『東京朝日新聞』, 1924 年 11 月 27 日. 黒龍会編『東亜先覚志士伝記』(原書房, 1966 年) 下巻, 769 頁.
- 37) 前掲『王正廷近言録』, 43 頁.
- 38) 前掲『中国近代外交史概要』, 2 頁. 前掲『近代支那外交史論』の「著者の序」, 2 頁.
- 39) 前掲『王正廷近言録』, 45 頁.
- 40) 前掲『王正廷近言録』, 43 頁.

- 41) 「順序ある外交」について，拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」（『情報文化研究』第 17 号，2003 年 3 月），同「王正廷外交について」（『現代と文化』第 109 号，2003 年 10 月）を参照．重光葵『外交回想録』（日本図書センター，1997 年），103 - 104 頁．
- 42) 重光葵『昭和の動乱』（中央公論社，1952 年）上巻，46 頁．
- 43) 王正廷「王道と霸道（四）」，『東京朝日新聞』，1923 年 12 月 28 日．
- 44) 前掲，拙稿「日中通商航海条約改正交渉と王正廷」，「南京国民政府成立期の対日政策」，「治外法権撤廃と王正廷」，「満蒙危機と中国側の対応」を参照．